



総合評価方式の導入等について

平成20年12月1日

国土交通省 中国地方整備局

平成20年10月9日(木)全国に先駆けて中国ブロック発注者協議会を開催！

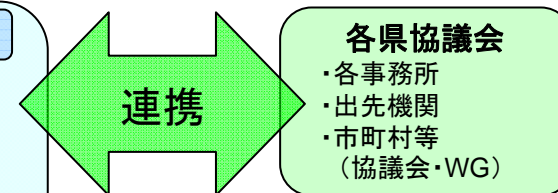
平成17年4月に「品確法」が制定され、公共工事の品質確保は、国のみならず、地方自治体、特殊法人等を含むあらゆる公共工事の発注者全体の責務となった。

しかし、地方公共団体においては、総合評価方式や低入札価格調査制度の導入等、品質確保の取り組みが遅れていることや不良不適格業者の存在、地元優良企業の淘汰、下請企業へのしわ寄せといった課題が指摘され、公共工事の品質確保に懸念が生じている。

平成20年3月28日の「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」申し合わせにより、公共工事の発注者間連絡調整を図るため、地域ブロック毎に部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置することが申し合わせされているところであり、中国地方の全ての発注機関において、総合評価方式の導入拡大、品質確保に関する取組の情報共有・促進等を図ることを目的に平成20年10月9日に本協議会を設立した。

◇組織体制(全28機関)

- ①国の地方支分局 — 中国ブロック発注者協議会参画機関(28機関) — 委員会・幹事会で構成
- ・中国管区警察局、中国財務局、広島国税局、整備局、中国運輸局、第6管区海上保安本部、中国四国農政局、近畿中国森林管理局、中国経済産業局、中国四国地方環境事務所、中国四国防衛局、広島高等裁判所
 - ②地方公共団体(各県については農政・土木の両部局)、
 - ・鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、広島市・鳥取市、松江市、岡山市、三原市、山口市
 - ③特殊法人等の支社等
 - ・西日本高速(株)、本四高速(株)、(独)人形峠環境技術センター、(独)森林農地整備センター、広島高速道路公社



中国地方公共事業契約業務連絡協議会(公契連)と本協議会を原則同時開催。

◇協議会の会長等を選出

- <協議会(必要に応じて開催)>
 会長: 中国地方整備局長
 副会長: 中国四国農政局整備部長
- <幹事会(年2回以上の開催)>
 幹事長: 中国地方整備局企画部長
 副幹事長: 中国四国農政局整備部設計課長

◇協議会の活動内容

- ①総合評価方式の導入・拡大について(業務含む)
- ②品質確保に関する取組の情報共有・促進等
- ③地域貢献に関する評価の普及促進
- ④受発注者間における適正な関係の構築

◇今後のスケジュール

幹事会の開催・・・H20年度: 第1回目をH20.12.1開催(公契連と連携)

<検討内容>

- ・具体的な方策及び数値目標の設定と達成状況の公表
- ・予定価格等の事後公表への移行 等

下部会議(県部会)の開催・・・年数回程度

当協議会設立に伴い、既存の県組織(公共工事品質確保中国ブロック協議会の地域協議会)に各機関の下部組織を追加拡充し活動する。



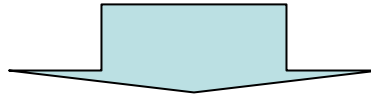
藤田局長挨拶



会場全景

●今後のスケジュールについて

第1回協議会の開催・・・H20.10.9(木)
(以降、必要に応じて開催)



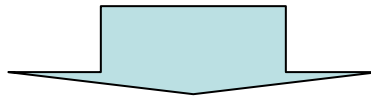
幹事会の開催(年2回以上)・・・H20年度:第1回目をH20.12.1(月)
第2回目をH21.2頃予定

<第1回目の検討内容>

- ・各機関における入札契約の実施状況と今後の予定(情報交換)
- ・総合評価の実施状況と達成状況の公表について(課題検討) 等

<第2回目以降の検討内容>

- ・低入札関係等の具体的な項目の検討 等



下部会議(各県協議会(仮称))の開催・・・年数回程度

当協議会設立に伴い、既存の県組織(公共工物品質確保中国ブロック協議会の地域協議会)に各機関の下部組織を追加拡充し活動する。

平成20年度における発注者協議会の共通議題

は、第1回幹事会 議事項目

1. 総合評価方式の導入・拡大

- ①各発注者(市町村を含む。)に共通した総合評価方式の導入に関する指標の設定とフォローアップ
- ②総合評価方式導入のための市町村における工事成績評定の普及
- ③国や都道府県が実施する研修・講習会等への市町村職員の受入 等

2. 品質確保に関する取組の情報共有・促進等

- ①単品スライド条項の運用に関する情報共有
- ②見直し後の低入札調査基準価格の普及促進
- ③地方公共団体における予定価格等の事後公表への移行促進 等

3. 地域貢献に関する評価の普及促進

- ①災害協定の締結や活動実績、除雪・維持管理の受注実績等、地域貢献に関する評価の普及促進

4. 受発注者間における適正な関係の構築

- ①三者会議、ワンデーレスポンスの普及促進
- ②設計変更や技術審査書類の簡素化等の受発注者間における課題を解決・調整する機関の設置に向けた検討 等

公共工事の品質確保に関する当面の対策について(概要)

平成20年3月28日
公共工事の品質確保の促進に関する
関係省庁連絡会議 申合せ

1. 総合評価方式の徹底

(1) 国の調達

- ①平成20年度以降の公共工事の発注において、原則総合評価方式を実施。
- ②平成20年度早期に調査設計業務等においても総合評価方式を本格導入。

(2) 地方公共団体の調達

- ①工事の品質を確保するための取組が行われるよう、以下の施策を推進。
 - ・平成20年度以降、国庫補助事業については、交付決定時に品確法遵守についての条件を付すことを原則とする。
 - ・**毎年度の総合評価方式の実施目標とその達成状況の公表の促進。**
- ②総合評価方式の導入・拡大に向け、地方公共団体向け総合評価実施マニュアルの改定など、各種支援を実施。

2. 不良不適格業者の排除、地場産業育成、下請企業等へのしわ寄せ防止

(1) 国の調達

- ①政府調達協定対象工事は原則入札ボンドを導入。
- ②下位等級業者の上位等級工事への参入機会の順次拡大。
- ③適切に地域要件を設定。
- ④地域貢献の評価、地元業者を下請とする場合等のインセンティブの付与の検討を実施。
- ⑤専門工事部分の評価を行う総合評価方式を順次導入・拡大。

(2) 地方公共団体の調達

- ①**予定価格等の事後公表への移行を促進。予定価格等の事前公表を行う場合にはその理由の公表を促進。**
- ②適切な地域要件の設定、入札ボンドの導入・拡大を促進。

3. 契約等の対等な関係の構築、ダンピングの防止

(1) 国の調達

- ①見積もりを活用する積算方式の導入・拡大。
- ②低入札価格調査基準価格の見直し。
- ③施工体制確認型総合評価方式・特別重点調査の導入・拡大。
- ④出来高部分払い方式、施工プロセスを通じた検査を順次導入・拡大。
- ⑤設計変更ガイドライン等を作成。

(2) 地方公共団体の調達

- ①予定価格や低入札価格調査基準価格などの適切な見直しの促進。
- ②最低制限価格制度の活用や、総合評価方式を実施する際における低入札価格調査と価格による失格基準の併用の促進。

4. 特殊法人等の調達

国の調達における取組と同様の取組の実施について、特殊法人等を指導。

5. 不当廉売・不公正取引等に対する監視の強化

- ①低入札価格調査の対象となった工事等について所要の調査の結果問題となる行為が認められた場合には厳正に対処。
- ②「建設業法令遵守ガイドライン」及び「駆け込みホットライン」の周知徹底。

6. 情報の共有のための体制整備

- ①地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置。
- ②施工段階での受注者からの苦情を関係者間で処理する体制を整備。

○新しい入札契約制度の取り組みの背景

◎社会資本整備の課題

- ◆国際競争力の強化
 - 人口減少、少子・高齢化、景気の低迷などにより、我が国の活力は低下傾向
 - 国際競争力の強化
 - 高速交通体系の整備、魅力ある都市への再生等への重点投資
- ◆少子・高齢化への対応
 - 交通バリアフリーの促進
 - 子育てバリアフリー環境の整備
- ◆環境問題への対応
 - 沿道環境(大気汚染、騒音)
 - 地球環境問題(CO2)
 - 循環型社会の形成
- ◆安心して暮らしやすい社会の実現
 - 公共施設管理の充実
 - 防災対策の推進
 - 社会資本の更新
 - 交通安全対策の充実
- ◆美しくにづくり
 - 景観の向上
- ◆公共事業への批判
 - 無駄な社会資本を整備しているのでは
 - (高速道路、ダム等)
- ◆社会資本整備の進め方の改善
 - 説明責任(アカウンタビリティ)の向上
 - より効果的な成果
 - より効率的な執行

◎公共事業の進め方の見直し

- ◆整備成果目標(アウトカム)の明示と改革方針決定
 - 社会資本整備重点化計画の策定(H15. 10)
 - ・事業間の連携 → 5箇年計画等の一本化
 - 成果主義による道路行政マネジメント(H15~)
- ◆コストの観点から公共事業の進め方を見直す
 - コスト構造改革プログラム
 - ・平成15年度から5年間で、平成14年度と比較し15%の総合的なコストの縮減
 - ・事業のスピードアップ
 - ・計画・設計から管理まで各段階における最適化
 - ・調達の最適化
- ◆事業評価によるアカウンタビリティの向上
 - 新規事業採択時評価(H10~)
 - 事業の再評価(H10~)
 - ・事業採択時から5年経過、10年経過して継続中の事業
 - 事後評価(H15~)
- ◆工事入札契約時における価格以外の要素の評価
 - 総合評価落札方式の試行

◎入札契約における新たな取り組み

- ◆これまでの入札契約方式
 - 明治33年に指名競争入札方式を創設
 - ・社会資本整備が遅れていた我が国は、**指名競争入札を基本**として社会資本整備を進めてきた。
 - ・仕様を規定し「価格」を評価する自動落札方式
 - 標準的な技術に基づく「**価格**」競争
 - 入札・契約制度を取り巻く環境の変化
 - ・平成5年の「ヤミ献金事件」等の公共事業を巡る一連の不祥事の発覚
 - 経済の自由化が促進され、世界的経済大国となった建設市場のあり方が問われる。
 - 公共事業の入札・契約の改革への着手
 - ・平成5年12月、中央建設業審議会から「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」の建議に基づき、90年ぶりの改革に着手
 - 「指名競争入札」から「**一般競争入札の本格的な採用**」
 - 総合評価落札方式の実施
 - ・平成12年9月通達「**総合評価落札方式の実施**について」
 - 一般競争入札方式及び公募型指名競争入札方式における試行
 - ・平成17年4月品確法制定により本格実施
 - 平成20年度から原則全ての工事を実施。

建設業界等の動向

対応法令及び通達等

法令及び通達等の内容

H5

・ヤミ献金事件等一連の不祥事の発覚
・経済の自由化が促進し、経済大国である建設市場のあり方が問われる

中央建設業審議会建議(H5年12月)
「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」

・WTO(政府調達協定)対象工事については、指名競争入札から一般競争入札へ
(明治33年の指名競争入札創設から90年ぶりの改革)

H12

・公共工事の入札・契約や施工に関してダンピング、粗雑工事、一括下請等の不正行為が多発

公共工事の入札契約及び契約の適性化の促進に関する法律(H12年11月)

・「毎年度の発注見通しの公表」「入札・契約に係る情報の公表」「施工体制の報告等による施工体制の適性化」「談合等の不正行為に対する措置」等

H17

・公共投資が減少する中、価格競争が激化し、著しい低価格入札が急増
・また、工事中の事故、手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せによる公共工事の品質の低下が懸念

公共工事の品質確保の促進に関する法律(H17年4月)

・価格と品質が総合的に優れた内容の契約である総合評価方式の本格的実施
・発注関係事務の実施体制が脆弱な地方公共団体への支援

・直轄の鋼橋上部工事に関して大規模な談合が発生

入札談合の再発防止対策について(H17年8月事務次官通達)

・一般競争入札方式の拡大
→ H17年度までに3億円以上、H18年度までに2億円以上
・総合評価方式の拡大
→ H18年度までに金額ベースで5割超え

H18

・一般競争入札の拡大により、入札・契約の透明性が向上する一方で、大規模工事において低価格入札が増加

いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について(H18年4月官房長総合政策局長通達)

・低価格入札工事を対象とした施工段階における監督・検査・立入調査等の強化
→重点調査及び工事コスト調査結果の公表、受注者側技術者の増員対象の拡大等

・累次の低価格入札対策を実施してきたところであるが、依然として低価格入札が増加

緊急公共工事品質確保対策(H18年12月官房長総合政策局長通達)

・入札段階を中心とした低価格入札対策
→施工体制確認型総合評価方式及び特別重点調査の実施
入札ボンドの導入拡大

H19

・国土交通省発注の水門設備工事等で元職員が関与した談合が発生

入札談合の防止について(H19年3月事務次官通達)

・詳細設計付き施工発注方式、本体・設備一括発注方式等の多様な発注方式の実施
・一般競争入札の拡大
→H19年度中に1億円以上、H20年度中に0.6億円以上

H20

・低価格入札は減少傾向にあるが依然として発生

予算決算及び会計令第85条の基準の取り扱いについて(大臣官房長通達)
見直し

・調査基準価格の見直し
→現行の直接工事費+共通仮設費+現場管理費の1/5を
(直接工事費×0.95)+(共通仮設費×0.9)+(現場管理費×0.6)+(一般管理費×0.3)に見直し

入札契約適正化法と適正化指針

入札契約適正化法（H13.2.16施行）の概要

(目的)

国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図る

(入札契約適正化の基本原則の明示)

- ・透明性の確保
- ・公正な競争の促進
- ・適正な施工の確保
- ・不正行為の排除の徹底

(適正化指針の策定)

「適正化指針(各発注者が取り組むべきガイドライン)」の閣議決定
(平成13年3月9日)



毎年度措置状況を調査し、措置の実施等を要請

改正の背景

適正化指針制定後の動き(主なもの)

平成15年1月	官製談合防止法の施行
平成17年4月	公共工物品質確保法の施行
平成17年7月	国土交通省入札談合再発防止対策の策定
平成17年11月	中央建設業審議会入札契約適正化に関する検討委員会報告
平成18年2月	公共調達に適正化に関する関係省庁連絡会議取りまとめ
平成18年3月	中央建設業審議会WG中間とりまとめ



適正化指針制定後、既に5年以上が経過し、上記の動きを踏まえ改正

適正化指針改正の概要（H18.5.23閣議決定）

公正な競争の促進

○一般競争入札の拡大等

- ・一般競争入札の導入に伴う問題に対応するため、入札ボンドの活用等の条件整備を図りながら、できる限り速やかに一般競争入札を拡大
- ・指名業者名の事後公表の拡大

○総合評価の拡充等

- ・公共工物品質確保法に基づき評価基準や実施要領の整備等の措置を講じつつ、できる限り速やかに総合評価を拡大
- ・総合評価の結果の公表の徹底と、評価方法、落札者決定等について効率的に第三者の意見を反映
- ・施工能力を簡易に評価する方式の活用
- 競争参加資格の決定に際しての工事実績、工事成績、工事経歴書等企业情報の活用
- 単体と経常JVの同時登録を認めないとともに、真に企業合併等に寄与するものを除き経常JVへの加点調整を行わないこと
- 指名停止措置についての不服申出への対応を実施

透明性の確保

- 予定価格及び最低制限価格の事前公表については、弊害が生じないよう取り扱うこととし、事後公表を推進

不正行為の排除

- 工事費内訳書の確認、入札結果の事後的・統計的分析の活用等入札監視の強化
- 不良・不適格業者排除のための建設業許可行政庁との連携推進
- 指名停止措置の厳正な運用と適切な違約金特約条項の設定
- 官製談合防止法を踏まえた官製談合の排除・防止の徹底

適正な施工の確保

- 発注者間での工事成績評定の標準化の推進と苦情への適切な対応の推進
- 監督・検査の強化、下請企業を含めた立入調査の実施、履行保証割合の引上げ等ダンピング対策の強化

その他

- 発注者支援データベースの活用
- 工事経歴書や処分履歴等の企業情報の有効活用
- 国及び都道府県による発注者への協力・支援の推進

公共工事の入札及び 契約の適正化の推進について (H20.3.31通達)

「入札契約適正化法第18条に基づく各発注者に対する要請」

◆各省各庁の長あて(特殊法人等含む)

1. 一般競争入札の拡大

2. 総合評価方式の導入・拡充

3. ダumping受注の防止の徹底等

- (1) 低入札価格調査制度の適切な活用
- (2) 低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合の措置
- (3) 予定価格の適切な設定

4. 一般競争入札の拡大及び総合評価方式の拡充の条件整備等

- (1) 適切な競争参加資格の設定について
- (2) 市場機能を活用した入札ボンドの導入について

5. 談合等の不正行為及び発注者の関与の防止の徹底

6. 指名停止措置等の適正な運用の徹底

- (1) 指名停止措置
- (2) 談合に係る損害賠償請求等

7. 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

- (1) 入札及び契約に関する情報の一層の公表の推進
- (2) 第三者機関等の活用による入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性及び公平性の確保の推進
- (3) 苦情等への適切な対応の推進

8. 入札時における工事費内訳書の提出等の促進

9. 適正な施工の確保

- (1) 施工体制台帳の活用の推進
- (2) 施工体制把握のための要領、工事の監督・検査の基準の策定及び公表の推進
- (3) 発注者支援データベースの活用の推進
- (4) 発注者・設計者・施工者の連携の推進
- (5) 不良・不適格業者の排除について

10. 電子入札の導入等の推進

◆各都道府県知事・各政令指定都市市長あて

1. 一般競争入札の拡大

2. 総合評価方式の導入・拡充

- (1) 特別簡易型総合評価方式等の活用
- (2) 総合評価方式に係る意見聴取手続の簡素化等
- (3) 総合評価方式の結果・公表の徹底

3. ダumping受注の防止の徹底等

- (1) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用
- (2) 低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合の措置
- (3) 予定価格の適切な設定

4. 一般競争入札の拡大及び総合評価方式の拡充の条件整備等

- (1) 適切な競争参加資格の設定について
- (2) 市場機能を活用した入札ボンドの導入について

5. 予定価格等の公表の適正化

6. 談合等の不正行為及び発注者の関与の防止の徹底

7. 指名停止措置等の適正な運用の徹底

- (1) 一般競争入札の参加資格停止措置
- (2) 指名停止措置
- (3) 談合に係る損害賠償請求等

8. 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

- (1) 入札及び契約に関する情報の一層の公表の推進
- (2) 第三者機関等の活用による入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性及び公平性の確保の推進
- (3) 苦情等への適切な対応の推進

9. 入札時における工事費内訳書の提出等の促進

10. 適正な施工の確保

- (1) 施工体制台帳の活用の推進
- (2) 施工体制把握のための要領、工事の監督・検査の基準の策定及び公表の推進
- (3) 発注者支援データベースの活用の推進
- (4) 発注者・設計者・施工者の連携の推進
- (5) 不良・不適格業者の排除について

11. 体制が不十分な地方公共団体に対する支援方策

12. 電子入札の導入等の推進

○入札・契約方式の改革

～一般競争入札方式及び総合評価方式の拡大～

「公共工事の品質確保の促進に関する法律 【品確法】」(平成17年4月1日施行)

■品確法の目的

- ◇公共工事の品質確保

■品確法の概要

- ◇公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者の責務の明確化
- ◇『価格競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換

総合評価方式の実施拡大

- ◇発注者をサポートする仕組みの明確化

■「品確法」の施策を推進するための取り組み

- ◇「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針【基本方針】」(平成17年8月26日閣議決定)
- ◇「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン【ガイドライン】」(平成17年9月30日通知)

入札談合の再発防止対策

(平成17年7月29日策定)

■主旨

- ◇本防止対策を早急に実施することにより、入札談合の再発防止に全力で取り組む

■談合再発防止対策の概要(入札・契約関係)

◇一般競争方式の拡大

- 客観性・透明性・競争性の高い一般競争方式(これまではWTO基準の予定価格7.3億円以上の工事が対象)の拡大

- ・速やかに(H17年度中)予定価格3億円以上の工事まで拡大

- ・平成18年度中には予定価格2億円以上の工事まで拡大

※3億円または2億円未満の工事についても積極的試行を実施

◇総合評価方式の拡大

- 適用工事を平成18年度には金額ベースで5割超まで拡大(平成17年度は4割目標)

一般競争入札方式及び総合評価方式の拡大

公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の概要（H17.4.1施行）

目的

公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保を促進。

基本理念

- 公共工事の品質は、
 - ① 社会資本を整備するという公共工事の社会経済上の重要な意義にかんがみ、現在・将来の国民のため、国、地方公共団体、発注者、受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、
 - ② 建設工事の特性（目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質は受注者の技術的能力に負うところが大きいこと等）にかんがみ、経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素な要素を考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、
 - ③ 工事の効率性、安全性、環境への配慮等が品質を確保する上で重要な意義を有することにかんがみ、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。
- 公共工事の品質確保に当たっては、
 - ①受注者としての的確性を有しない建設業者の排除など入札・契約の適正化、②民間事業者の能力の活用、③請負契約の当事者の対等な立場での合意による公正な契約の締結、その誠実な履行、④公共工事に関する調査・設計に品質確保に配慮。

発注者の責務

- 発注者は、発注関係事務（仕様書・設計書の作成、予定価格の作成、入札・契約方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督・検査、工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価等）を適切に実施。
- 発注者は、施工状況の評価等の資料が有効に活用されるよう保存。また、必要な職員の配置等に努力。

政府等の取組み

- 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本方針を策定。関係省庁、地方公共団体等は、基本方針に基づき必要な措置を実施するよう努力。
- 政府は、関係行政機関による協力体制の整備等を措置。

品質を確保するための発注手続

- 発注者は、競争参加者の技術的能力（工事の経験、施工状況の評価、配置予定技術者の経験等）を審査。
- 発注者は、競争参加者から技術提案を求めよう努力し（工事の内容からみて必要がない場合は除外）、中立・公正な審査・評価が行われるよう必要な措置を講じて、これを適切に審査・評価。この際、公正性・透明性を確保するよう努力。
- 発注者は、技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることが可能。その過程の概要は公表。
- 発注者は、高度な技術等を含む技術提案を求めたときは、技術提案の審査後に予定価格を定めることが可能。この際、学識経験者の意見を聴取。

発注者の支援

- 発注者は、自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であるときは、他の地方公共団体その他の者の能力を活用するよう努力。その際、知識・経験、法令順守・秘密保持等の条件を備えた者を選定するとともに、選定した者が行う発注関係事務の公正性を確保するため必要な措置。
- 国・都道府県は、発注関係事務を適切に実施することができる者の育成等に努力。

平成20年度の入札・契約の状況(10月末現在で港湾空港関係含む:速報値)

◆平成20年度は、「品確法」及び「入札談合の再発防止対策」に基づき、一般競争入札及び総合評価方式の拡大に取り組んできたところである。

○総合評価方式(H20年10月末まで)

・全発注工事件数に対する割合は**100%(693件)** [参考:19年度全体で96%(1,209件)]

・全発注金額に対する割合は**100%(958億円)** [参考:19年度全体で96%(1,857億円)]

上段:件数
下段:金額(百万円)

	全体			総合評価方式適用工事										総合評価方式以外			
	本官	分任官	計	高度型		標準型		簡易型		計			本官	分任官	計		
				本官	分任官	本官	分任官	本官	分任官	本官	分任官	計					
契約済み件数	契約済(計)	53件	640件	693件	0件	0件	38件	134件	15件	506件	53件	640件	693件	(100%)	0件	0件	0件
		35,406	60,366	95,772	0	0	32,519	19,297	2,887	41,069	35,406	60,366	95,772	(100%)	0	0	0
	一般競争(WTO)	12件	0件	12件	0件	0件	12件	0件	0件	0件	12件	0件	12件	(100%)	0件	0件	0件
		21,321	0	21,321	0	0	21,321	0	0	0	21,321	0	21,321	(100%)	0	0	0
	一般競争	41件	617件	658件	0件	0件	26件	134件	15件	483件	41件	617件	658件	(100%)	0件	0件	0件
		14,085	59,963	74,048	0	0	11,198	19,297	2,887	40,666	14,085	59,963	74,048	(100%)	0	0	0
	工事希望型	0件	23件	23件	0件	0件	0件	0件	0件	23件	0件	23件	23件	(100%)	0件	0件	0件
		0	403	403	0	0	0	0	0	403	0	403	403	(100%)	0	0	0
	通常指名	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	(.0%)	0件	0件	0件
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(.0%)	0	0	0
	随意契約	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	(.0%)	0件	0件	0件
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(.0%)	0	0	0

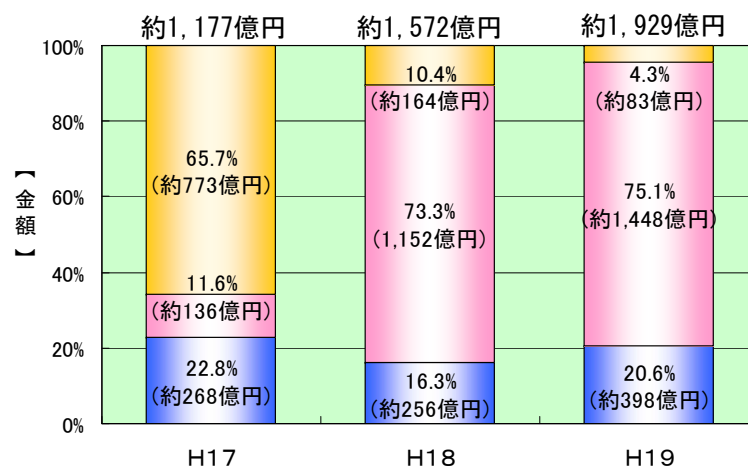
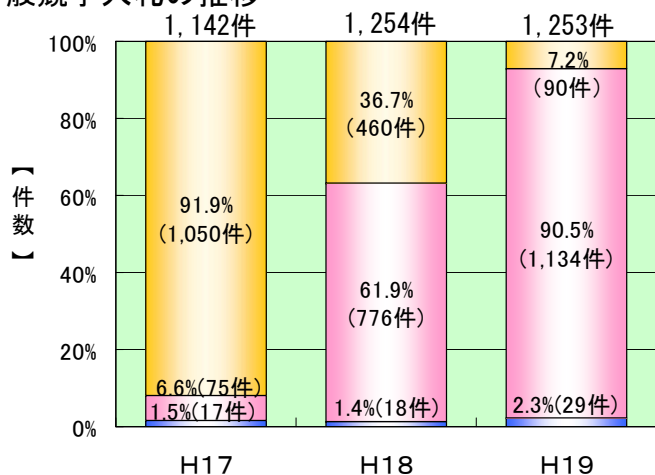
(※)対象は、港湾空港関係を含む平成20年4月1日から10月末までに契約された工事。
速報値であり、今後修正があり得る。

出典:中国地方整備局調べ

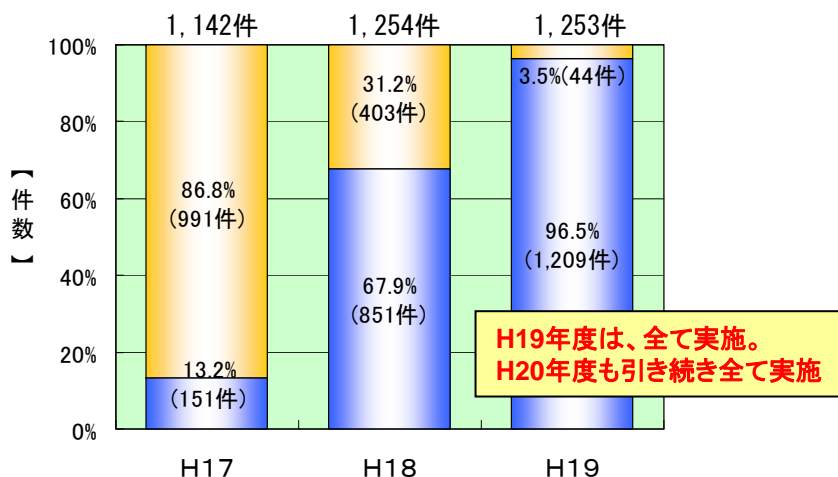
一般競争拡大及び総合評価方式の実施状況(港湾空港含む)

◇一般競争入札及び総合評価方式については、「入札談合の再発防止対策について(H17.8.12国土交通事務次官 通達)」が発出され、年々その適用範囲を拡大してきており、平成19年度は、一般競争入札において件数ベースで93%、金額ベースで96%実施、総合評価方式においても件数ベースで97%、金額ベースで96%実施。
◇平成20年度は、一般競争入札及び総合評価方式ともに原則全て実施することとしている。

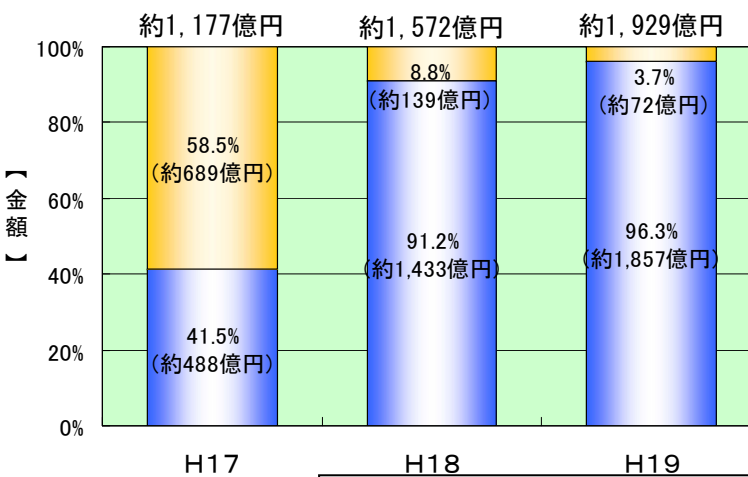
◆一般競争入札の推移



◆総合評価方式の推移



**H19年度は、全て実施。
H20年度も引き続き全て実施**



※各年度とも最終件数、金額を示す。(随意契約分を含む)

「平成20年度 中国管内公共事業発注計画について」
—平成20年度公共事業計画調査（第1回）結果—

H20.9.2 中国地整記者発表資料より抜粋

●機関別公共事業予算総括（事業費）平成20年度中国管内公共事業計画（第1回 [5月末時点]）のとりまとめ結果

※調査対象は、中国管内における公共事業発注機関 国4機関、事業団等4機関、県5機関、市町村110機関の合計123機関。

国 : 農林水産省、国土交通省、防衛省、林野庁
 事業団等 : 日本下水道事業団、森林総合研究所、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)
 県 : 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
 市 町 村 : 中国地方管内市町村全て

(単位:百万円)

機関名	平成19年度	平成20年度	対前年比(%)	構成比(%)
国	328,657	305,494	93.0	23.4
公団・事業団	63,351	56,159	88.6	4.3
県	457,726	415,889	90.9	31.9
市町村	488,415	527,323	108.0	40.4
合 計	1,338,149	1,304,865	97.5	100.0

**国の事業費は
中国地方全体の
2割程度!**
 国だけでなく各機関一丸と
なって総合評価方式に取り組む
必要がある!

注)1. 対前年比は、平成19年度同時期調査結果との比である。
 注)2. 構成比は、平成20年度における全体に対する各機関の構成比である。

※1. 発注機関別の集計は、国が約3,055億円(対前年度同期比7.0%減)、
 公団・事業団が約562億円(対前年度同期比11.4%減)、
 県が約4,159億円(対前年度同期比9.1%減)、
 市町村が約5,273億円(対前年度同期比8.0%増)となった。